

第 180 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きゃっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所  
 名古屋市中区金山 1-15-10 三井生命ビル 8F  
 TEL 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096  
<http://www.maeda-cpa.com/>

平成 18 年 6 月 10 日

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 179 回

誠の経営こそ成功への道ですね。

あの村上ファンドもついに地検特捜部の手が入りました。決していつまでも不正が許されることはありません。地道に、コツコツと使命感を持って商道を進む者が結局勝者になりますね。

今日の一言

質問は部下を変え、そして会社を変える

- ① 部下に質問→具体的な答えを引き出そう→部下もしっかりした勉強が必要になる、考えることが必要となる
  - ・ 今、材料の価格はいくら？
  - ・ 何時間でできる？ ・ 得意先は何を望んでいるか？
- ② 質問は「なぜ」ではなく「何」に変えよう
  - ・ 何を変えたらいいと思うか？
  - ・ 何がまずかったか？ ・ 策は何だ？
- ③ 仮定の質問で視点を変えさせよう
  - ・ もし、きみが相手の立場だったら？
  - ・ もし、きみがライバル社の担当者だったら？
- ④ 部下に成功体験を語らせる、そして自信を引き出す
- ⑤ ほかのやり方を考えさせる（選ばせる）質問をする
- ⑥ 見通しを立てさせる
  - ・ それを達成したら次に何をやる？
- ⑦ 明確な基準で目標を示させる（具体的な行動の基となる）

でも、質問をするためにはあなたが解答を持っていないければなりません  
 → これが経営者の勉強です

前田の《今人生を語る》第 86 回

めざめよ日本人 ⑦

- あなたの人生観は何ですか？
  - あなたの座右の銘は何ですか？
  - あなたは自分の子供をどんな子供に育てたいですか？
  - そしてあなたは自社の従業員をどんな従業員に育てたいですか？
  - あなたは会社をどんな会社にしたいですか？
  - あなたはこの日本をどんな国にしたいですか？
- そのためにどんな教育が必要ですか？

一度考えてみましょう  
 私(前田)も考えます

平成 18 年 5 月 1 日会社法が施行されてから 1 ヶ月が経ちました。非常に影響のある今回の大改正のうち、特に中小企業に関わりのある項目をピックアップしました。

1. 会社設立手続の簡素化

新会社法では、新たな事業の創出をねらって、会社の設立手続が大幅に見直し・簡素化されました。

(1)最低資本金制度の撤廃	株式会社 1,000 万円、有限会社 300 万円の最低資本金制度は、創業促進の観点から撤廃されます。
(2)類似商号規制の廃止	商業登記手続のうち、企業活動の広範化や登記手続の簡素化の要請により類似商号規制が廃止され、同時に類似の判断基準になっていた「会社の目的」についても記載基準が緩和されます。
(3)払込金保管証明制度の一部廃止	発起設立により会社を設立する場合、資本金の払込みについては、銀行等による保管証明書を不要とし、代わりに残高証明によれば足りるものとされます。

2. 最低資本金制度の撤廃

資本金が 1 円でも会社を設立することができるようになりました。これまで、債権者保護等の観点から、最低資本金制度（株式会社 1,000 万円、有限会社 300 万円）が設けられていました。

新会社法では、最低資本金制度が撤廃されるため、資本金 1 円でも会社を設立することができます。

3. 類似商号規制が廃止

これまで、商業登記制度については、紛らわしい商号（会社の名称）を排斥するため、同一市町村において他人が登記した商号について、同種の営業について登記することが禁止されていました（類似商号規制）。しかし、この規制は、企業活動の広域化につれ、その合理性が低下していると指摘されていました。新会社法では、類似商号規制を廃止するとともに、「会社の目的」の柔軟な記載が認められます。

ただ、もし類似商号を使って事業をしていた場合は、後日裁判で争いになる可能性はあります。

4. 役員任期の伸長が可能に（ポイント！）

株式会社の取締役の任期は原則として 2 年、監査役は原則として 4 年となりますが、株式譲渡制限会社では、定款でそれぞれ 10 年まで伸ばすことができます。

⇒具体的な手続は、司法書士あるいは前田会計へご質問ください。

5. 会社の機関

株式譲渡制限会社では、取締役会および監査役の設置が任意になり、取締役を 1 人のみとすることも可能となります。新会社法では、株式譲渡制限会社については、最低限の機関設計のみを規定し、その他は企業の発展段階に応じて様々な機関設計の選択ができるようになっています。新会社法では、株式会社は主に次のようなルールに従って、機関設計を行うことになります。

(1)株主総会	すべての株式会社に必ず設置。
(2)取締役	すべての株式会社に最低 1 人は必要。ただし、取締役会を設置する株式会社では 3 人以上（取締役会は取締役 3 人以上で構成するため）。[これまでは必ず 3 人以上必要だった。]
(3)取締役会	株式譲渡制限会社では任意設置。それ以外の株式会社では必ず設置。 [これまでは必ず設置しなければならなかった。]
(4)監査役	株式譲渡制限会社では任意設置。ただし、取締役会を設置する会社では原則設置。 [これまでは必ず設置しなければならなかった。]
(5)監査役会	大会社（株式譲渡制限会社、委員会設置会社を除く）では必ず設置。取締役会を設置しない場合には、設置できない。

